

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十一年四月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十一年四月十五日
指定に係る道路の位置	富士見市大字勝瀬字高橋前千百五・六、・七、千百六・四、・七、千百七・八、・十、千百四・五、・十、・十一、・十二、・十三、千五十八・四、・五、千五十九・三、・四、千六十・四、千六十一・二、千八十七・六、千八十八・二、千八十九・四、・五、・六、千九十一・五、及び千五十八・四、千六十・四、千六十一・二、千六十六、千百四・五、千百五・七、千八十七・六、千八十八・二、千八十九・四、・五、・六、千九十一・五の各先
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	二二〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十二・〇(一般部) から十五・五(交差点部)